コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　WADAKOHSANCORPORATION

最終更新日：2017年5月26日

和田興産株式会社
高島武郎
問合せ先：078-361-1510
証券コード：8931

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、健全かつ透明性が高く効率の良い経営体制の確立を最重要課題と考え、その充実に取り組んでおります。また、当社は小規模な組織でありますが、相互牽制や独立性にも配慮したシンプルで効率的な組織体系を構築しており、意思決定の迅速化と透明性の高い経営の実現を一層強固なものとするため、以下の5項目を重点にガバナンス体制の整備に努めております。

1. 取締役会における実質的な議論に基づく監督機能の発揮
2. 常務会による経営の意思決定のための重要事項の適時適切な審議
3. 監査役による実効性の高い監査の実施
4. 内部監査室の設置、内部統制委員会の開催等による内部管理体制の整備
5. コンプライアンス体制の実現に向けた法律事務所等の外部機関との連携

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社四三二	2,500,000	25.00
和田憲昌	1,488,000	14.88
和田剛直	1,054,000	10.54
大阪中小企業投資育成株式会社	560,600	5.61
柏木修	206,000	2.06
株式会社SBI証券	188,900	1.89
穎川欽和	181,800	1.82
合資会社水谷商店	166,000	1.66
株式会社日住サービス	144,400	1.44
SIX　SIS　LTD.	137,800	1.38

支配株主（親会社を除く）の有無	和田憲昌 和田剛直
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社の主要株主かつ代表取締役会長である和田憲昌及び専務取締役である和田剛直は、本人その他の関係会社で発行済株式の過半数（50.42%）を保有しており、支配株主に該当しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤富雄	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤富雄	○	元兵庫県副知事。過去において当社取締役のほか使用人になったこと無し。	直接会社経営に関与した経験はないが、行政における豊富な経験や兵庫県副知事として培ってきた幅広い知識を当社の経営に活かしていただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人、内部監査部門である内部監査室は監査計画に基づき、四半期毎及びその他必要に応じて、主に会計監査及び財務報告に係る内部統制監査についての意見交換、情報交換を行い、相互連携のもと監査を実施しております。
内部監査室は期初に策定した監査計画に基づく独自の監査を実施するとともに、監査役（主に常勤監査役）との意見交換を適宜行っており、効率的かつ実効性のある監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制監査を中心として、定期的に会計監査人からの助言も得ており、当社の会計処理の適法性及び適正処理に向けた監査を実施しております。
監査役は期初に策定した監査計画に基づく独自の監査を実施するとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行っており、相互連携のもと会計監査の実施及び会計上の課題の把握に努めながら、適法かつ適正に会計処理が行われているか監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村武志	他の会社の出身者													
下山量平	弁護士								△					
前田憲作	税理士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村武志	○	過去、当社取締役のほか使用人になったことなし	総合商社の役員経験など、豊富な実務知識を背景に重要な会議等において適切なアドバイス等が得られており、監査役として適任であると考えられるため。 また、現在及び過去において当社の業務執行者や主要取引先等に該当せず、一般株主と利益相反する立場になく、経営に対する独立性を保持しております。
下山量平		過去、当社取締役のほか使用人になったことなし	弁護士として専門的な見地から適切なアドバイス等が得られており、監査役として適任であると考えられるため。
前田憲作		過去、当社取締役のほか使用人になったことなし	税理士として専門的な見地から適切なアドバイス等が得られており、監査役として適任であると考えられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動指標の設定が困難であると認識しており、会社の全般的な状況を踏まえた報酬等の支払いの方が、より取締役のインセンティブに繋がると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額については株主総会の決議により報酬限度額の総額を決定しております。各取締役の報酬額については、各取締役が担当する所管業務、求められる役割等を勘案の上、取締役会において決定しております。
監査役の報酬額につきましては監査業務の分担状況等を勘案の上、監査役会の協議によって決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）に対しては取締役会事務局である総務部が「常務会」をはじめとする重要な会議の資料、議事録等を提供するなどして取締役会における適切な判断の一助としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
取締役7名と監査役4名（合計男性11名）によって構成される取締役会につきましては、経営上の最高意思決定機関として各種の基本方針の立案、重要案件の決議と業務遂行の管理監督を実施しております。具体的には取締役の監督にあたり、業務執行状況の検証として、部門別利益計画の進捗状況、月次予算と実績の対比等を含む報告を定例的に実施することなどにより執行状況の把握、管理に努めております。

2. 常務会の設置
常勤役員10名（全員男性）を中心メンバーとする「常務会」を設置し、原則毎月一回、取締役会決議案件の事前審査、討議の徹底、各種施策の立案にかかる検討を実施することで、適切な業務運営を図っております。

3. 監査の充実
経営に対する監査機能の発揮のため、各分野において専門性を有する社外監査役で構成される監査役会の定例開催や取締役会への出席等によって取締役の業務執行状況について適切な監査を実施しております。さらに内部監査室との連携により業務執行部門に対しても効率的かつ実効性の高い監査を実施しております。

4. 内部管理体制の整備
営業部門から独立した管理部門の部署として総務部、総合企画部を設置するとともに社長直属の内部監査室を設置し、牽制機能の強化を図っております。また、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設けて内部統制にかかる協議をタイムリーに実施しております。

5. コンプライアンス体制実現に向けた外部との顧問契約等の締結
監査法人との監査契約の締結による適正な会計処理の実施、法律事務所との顧問契約締結による適切なリーガルチェックの実施、さらに税務上のリスク回避と適正な税務申告を目的とした税理士との顧問契約の締結などにより、コンプライアンス体制のさらなる充実に向けた対応を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立役員として届出ております社外取締役1名を選任しており、経営の意思決定機関であり職務遂行にかかる監督機能を有する取締役会において、必要に応じて、地方公共団体における経験を活かした助言等を通じて経営に参画しております。
また、外部からの客観的、中立的な経営監視機能の重要性に鑑み、独立役員として届出しております1名を含め、社外監査役を監査役会の過半数である3名とすることで、経営監視機能の強化に努めており、常勤監査役とともに独立した立場から監査を実施することで、監査機能が十分発揮できる体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催については、当社は2月決算であることから、毎年5月に開催しており、6月の集中日は回避されております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ステークホルダーに対し適時、公正、公平な情報開示について方針を明確化するため、平成29年2月に作成、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社の事業内容や決算の状況、さらに今後の事業展開等に関する事項について、個人投資家向けの説明会を開催のうえ、説明を行っております。 前年度（平成29年2月期）につきましては、平成28年7月に開催いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4月と10月に第2四半期及び通期の決算状況、計画・基本戦略等をテーマに、アナリスト・機関投資家向けの説明会を東京、神戸にて開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料、有価証券報告書、財務ハイライト、決算説明会資料等、投資家への情報提供資料関しては当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部経営企画課をIRの所管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、「当社の役職員は、当社の社会的責任と公的使命の重みを認識し法令やルールを厳格に遵守するとともに、企業倫理を重視した行動を通じて、経営理念である地域とともに発展する会社を目指す」という基本方針を明文化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社株主をはじめとする利害関係者が当社に関する情報を適時に取得できることを目的に、社内体制や開示方法等を明文化した「情報開示規程」を制定しております。
その他	当社は女性が活躍できる職場づくりの観点から、仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備や休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方
当社では会社法施行後、会社法及び会社法施行規則を踏まえ、平成18年5月16日開催の取締役会におきまして「内部統制基本方針」（以下に記載）を決議し、その後平成19年6月14日開催の取締役会において一部改定しており、そのなかで取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をはじめとして、内部統制システム構築にかかる体制整備の基本方針を明文化しております。また、規程類の整備については、基本方針の考え方に基づき内容の改定を進めるとともに新たな規程を制定しております。さらに内部統制に関する事項を組織横断的に協議、検討するため「内部統制委員会」を設置しております。

【内部統制基本方針】
1．取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　当社はコンプライアンス規程を制定し「当社の役職員は、当社の社会的責任と公的使命の重みを認識し法令やルールを厳格に遵守するとともに、企業倫理を重視した行動を通じて、経営理念である地域とともに発展する会社をめざす」といった基本方針の徹底に努めるとともに、具体的な行動の指針として「コンプライアンスガイド」「行動規範」「コンプライアンスマニュアル」を制定、整備する。
　また、内部統制委員会をコンプライアンスの統括部署として定め、当社における法令遵守体制を総合管理するとともに、各部の法令遵守状況を検証し、必要に応じて改善を要請する。
　さらに各部に「コンプライアンスオフィサー」を配置し、法令等の遵守状況の評価、モニタリング、研修活動等、日常的なコンプライアンス活動を行う。
　内部統制委員会事務局は、内部統制委員会における協議結果等を踏まえ、定期的または必要に応じて取締役会等にコンプライアンスの状況等について報告を行う。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
　取締役会にて制定する「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保存する。
　取締役及び監査役は、文書管理規程等に基づき、常時これらの文書等を閲覧することができるものとする。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　取締役会において「リスク管理規程」を制定し、当社を取り巻くリスクカテゴリー毎の所管部署を定めるとともに、組織横断的にリスクを管理するため、「内部統制委員会」において適時、適切に協議を行う。
　所管部署においては、所管するリスクを適切に管理するための規程、マニュアル等を制定するとともに把握したリスクについて、適時適切に取締役会等への報告を行う。
　「内部統制委員会」は所管部署において把握されたリスクを網羅的、統合的に管理する。
　監査役および内部監査室は各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会等へ報告を行う。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「組織規程」「職制規程」「職務権限規程」を制定するとともに、経営の意思決定のための重要な事項を審議し、経営活動全般を総合的に把握することによる経営効率の向上に資することを目的に「常務会」を設置する。
　また、中期経営計画を策定し、それに基づく事業部門毎の予算の設定とシステムを活用した月次管理を行い、その結果を取締役会等へ報告のうえ、業績のレビューと対応策等について決定する。
5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　現在当社は、対象となるべき子会社はないが、将来において子会社等を設立した場合には、業務の適正を確保する体制の整備を行うこととする。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名することができる。
　監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令は受けないこととする。
7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
　取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社の経営に対して重要な影響を及ぼすおそれのある事項や不正行為並びにコンプライアンスに違反する事項を発見、認識した場合には、速やかに報告を行う体制を整備する。
　報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。
8．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
　さらに監査役会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を設定する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況
〇当社の「倫理行動規範」に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）を以下のとおりとしております。
1．企業の社会的責任やコンプライアンス重視の経営といった観点から、反社会的勢力とは一切取引を行わないことを基本的な考え方とする。
2．反社会的勢力へは組織レベルで対応することとし、全社を挙げて体制整備に努める。
3．反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒み、必要に応じて弁護士をはじめとした外部の専門家への相談等を行う。
4．役職員に対して各種の会議等において反社会的勢力とは取引を行わないよう注意を促し、役職員の意識の徹底を図る。

〇反社会的勢力排除に向けた整備の状況については以下のとおりであります。
1．反社会的勢力との取引等を未然に防止するためのルール整備の一環として「取引先管理規程」を制定しております。
2．反社会的勢力でない旨の確認、記録のため、「反社会的勢力チェック表」を制定し、新規取引等にかかる稟議書に添付しております。
3．新規取引等において、過去の新聞等の記事検索等を行うことで、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

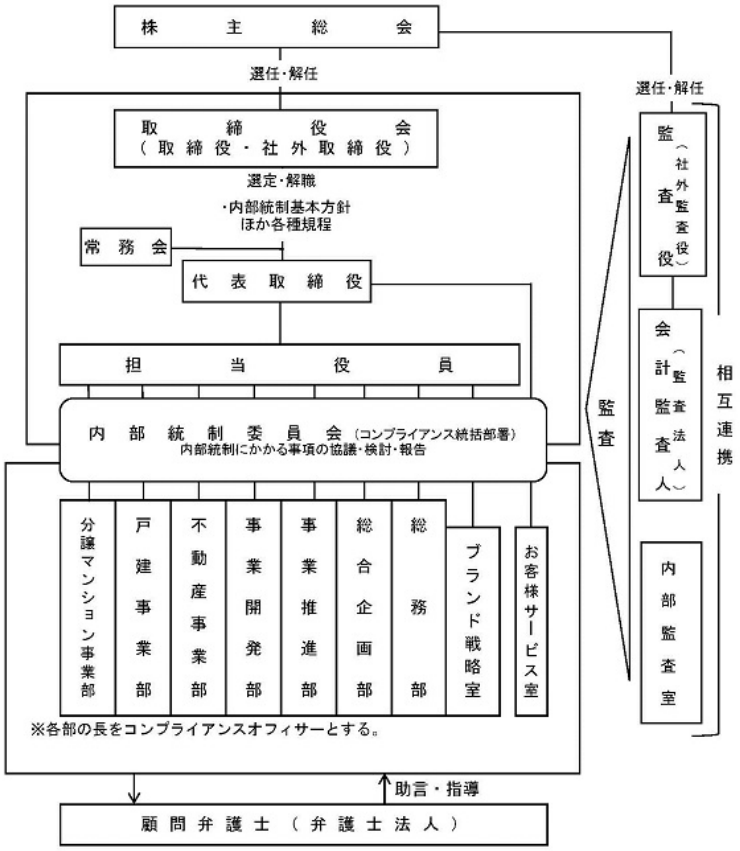
該当項目に関する補足説明

―――

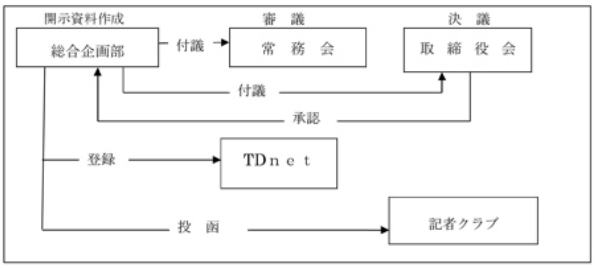
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示体制の概要）
当社は金融商品取引法等の関連法令及び証券取引所の定める適時開示に関する規則に則り、当社株主をはじめとする利害関係者が当社に関する情報を適時に取得できるよう、社内の報告体制等も含め、適切な情報開示を行うため「情報開示規程」を制定し、社内体制の明確化を図っております。具体的な開示の手順等については下記の通りとなっております。

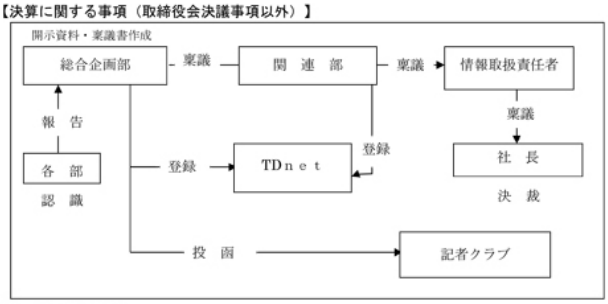
1. 取締役会付議事項
総合企画部にて開示資料原案を作成し、常務会の審議を経て取締役会に付議のうえ、開示を行う。
2. 決算に関する事項（取締役会決議事項以外）
総合企画部はじめ他部署及び役員等が決算着地見込数値について、開示基準等に該当する事項を認識した場合には速やかに稟議書及び開示資料原案（他部署及び役員等は総合企画部に報告する）を作成し、情報担当役員を経由したうえで、社長決裁により開示を行う。
3. その他発生事項
各部は開示の必要性のある事実を認識した場合は、速やかに総合企画部へ報告を行う。総合企画部は速やかに稟議書及び開示資料原案を作成し、情報取扱責任者（情報開示担当役員）を経由した後に社長決裁により開示を行う。
なお、自主的開示事項に該当する事実については担当部署、総合企画部、情報取扱責任者（情報開示担当役員）の間で協議を行い、開示の可否を決定する。



【取締役会付議事項】



【決算に関する事項（取締役会決議事項以外）】



【その他発生事項）】

